平成27年 第7回

仙北市農業委員会総会議事録

平成27年5月7日(木)開催

仙北市農業委員会

平成27年 第7回仙北市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成27年5月7日(木)午前9時00分
- 2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター
- 3. 出席委員 (23人)

	1番	高	橋	政	敏		3 番	野	中	秀	人
	6番	佐	藤		和		7番	千	葉	惣	永
	8番	青	柳	良	信		9番	斎	藤	瑠璃	等子
1	0 番	佐	藤	二	郎	1	2番	門	脇	博	美
1	3 番	藤	村	紀	章	1	4番	辻			均
1	5番	倉	橋	重	基	1	6番	大	石	温	基
1	7番	佐	藤	善	栄	1	8番	草	彅		隆
1	9番	Щ	本		實	2	0 番	Щ	手	善	美
2	1番	田	村	博	美	2	2番	真	崎	純	孝
2	3 番	大	石		知	2	4番	糸	井		淳
2	5番	藤	原	由	悦	2	6番	鈴	木	八美	事 男
2	7番	羽	JII	正	幸						

1. 欠席委員 (4人)

 2番藤村隆清
 4番佐藤孝典

 5番平岡裕子
 11番沢山純一

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第 4 会務諸報告

第 5

- 1. 報 告
 - (1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について 9.会議の概要
 - (2)農地改良届について
- 2.議事
- (1) 議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第15号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3)議案第16号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定 について

(4) 議案第17号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(5) 議案第18号

下限面積の設定について

(6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊藤 一 彦 参 事 門 脇 益 美

係 長樫尾 主 事 髙 橋 直 人

7. 書記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

13番藤村紀章

1 4 番 计

議 長 ただ今から平成27年第7回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 だいぶ晴天も続き作業もはかどっていることと思います。ただこの後の 天気がちょっと心配されるところです。このままもちこたえてくれれば幸 いです。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席は4名。よって、本 総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員13番藤村委員、14番辻委員両名を指名します。 会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従 い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告、報告1の朗読及び説明》(9時4分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。 事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が 4 件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のと

おりでございます。

樫尾係長

報告 2、農地改良届についてです。届出人は角館町小勝田地区の〇〇さんで申請所在地が角館町北野地区の3筆。現況地目が田、地積が計1,720㎡。実施期間は平成26年11月1日から平成27年4月30日までで現在の高さより約80cm盛土する計画です。(届け出忘れていたため指導)農地改良の目的は豪雨等で当該地の冠水で作物に被害をこうむるためです。こちらは糸井委員より認証済でございます。以上です。

議 -

長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第14号、農地法 第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。 説明をお願いします。

伊藤局長

議案第14号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年5月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

伊藤局長

内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が西木町桧木内地区の計7筆。登記簿現況共に田。面積が2,786㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は西木町桧木内地区の〇〇さん。譲受人は同じく西木町桧木内地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は農業の廃止によるもので譲受人は経営規模の拡大です。続いて整理番号2番。農地の所在が角館町川原地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が4,205㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は角館町川原地区の〇〇さん。譲受人は同じく角館町川原地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は耕作不便によるもので譲受人は経営規模の拡大です。整理番号3番、農地の所在が西木町上荒井地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が700㎡。

3条有償移転の案件でございます。譲渡人は西木町門屋地区の〇〇さん。 譲受人は西木町小渕野地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は営農資金 が必要なためで譲受人は規模拡大です。備考といたしまして、売買価格 は10a当たり○○円の総額○○円となっております。続いて整理番号 4番、農地の所在が角館町西長野地区の計2筆。登記簿現況共に田。面 積が2,007㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は静岡県 在住地区の〇〇さん。譲受人は角館町西長野地区の〇〇さん。申請事由 は、譲渡人は農業の廃止で譲受人は規模拡大です。備考といたしまして、 売買価格は10a当たり〇〇円の総額〇〇円となっております。整理番 号5番、農地の所在が田沢湖梅沢地区の田15筆。地目が登記簿現況共 に田。面積が計17、467㎡。利用権を設定するのは田沢湖梅沢地区 の○○さん。受けるのは同じく田沢湖梅沢地区の○○さん。利用目的は 水田として。一反歩あたり○○円で年額○○。期間が10年間。次に整 理番号6番、農地の所在が田沢湖神代地区の田6筆。地目が登記簿現況 共に田。面積が計5、833㎡。利用権を設定するのは田沢湖神代地区 の○○さん。受けるのは同じく田沢湖神代地区の○○さん。利用目的は 水田として。一反歩あたり○○円で年額○○。期間が10年間。次に整 理番号7番、農地の所在が田沢湖神代地区の田1筆。地目が登記簿現況 共に田。 面積が計3.199㎡。利用権を設定するのは田沢湖卒田地区 の○○さん。受けるのは同じく田沢湖卒田地区の○○さん。利用目的は 水田として。一反歩あたり○○円で年額○○。期間が10年間。次に整 理番号8番、農地の所在が田沢湖卒田地区の7筆。地目が登記簿現況共 に田。面積が計7,930㎡。利用権を設定するのは田沢湖卒田地区の ○○さん。受けるのは同じく田沢湖卒田地区の○○さん。利用目的は水

田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が5年間。次に整理番号9番、農地の所在が角館町広久内地区の計1筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計1,028㎡。利用権を設定するのは角館町広久内地区の〇〇さん。受けるのは角館町薗田地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が3年間。次に整理番号10番、農地の所在が角館町薗田地区の7筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計2,931㎡。利用権を設定するのは角館町薗田地区の〇〇さん。受けるのは同じく角館町薗田地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が3年間。次に整理番11番、農地の所在が西木町上桧木内地区の計4筆。面積が計3,029㎡。3条賃貸借の案件でございます。利用権を設定するのは西木町上桧木内地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が10年間。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については12番門脇委員よりお願いします。

議 長 次に、整理番号4番については14番辻委員よりお願いします。

14番 辻 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号5番については16番大石委員よりお願いします。

16番大石 《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号6番については1番髙橋委員よりお願いします。

1 番髙橋 《整理番号 6 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議長次に、整理番号7,8番については22番真崎委員よりお願いします。

22番 真崎 《整理番号7,8番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号9、10番については18番草彅委員よりお願いします。

18番草彅 《整理番号9,10番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長、次に、整理番号11番については3番野中委員よりお願いします。

3 番野中 《整理番号11番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号5番については16番大石委員よりお願いします。

議長現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第14号につきましては許可することにご異議 ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第14号については許可することに 決定します。(9時28分)

議長 次に、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 内容について説明します。

(議案第15号、整理番号1番を議案書をもとに朗読)

整理番号1番について、土地の所在が西木町上桧木内。転用目的が一般個人住宅。転用理由は現在、譲渡人と同居しているが、住居の老朽化と世帯員数が9人と手狭なことから、世帯分離を行い、申請地に一般個人住宅を建築するため。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号1番について3番野中委員よりお願いします。

3番野中 《整理番号1番について、農地法第5条第1項調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第15号については許可相当とすることにご異 議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第15号については許可相当と決定します。 (9時40分)

議 長 次に、議案第16号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを 上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第16号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成27年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が西木町小渕野地区の田2筆、畑1筆の計3筆。面積が4,050㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は西木町小渕野地区の○○さん。移転を受ける方は同じく西木町小渕野地区の農事組合法人。利用目的は田・畑として。売買価格が10a当たり○○円の総額○○円。資金はスーパーL資金での対応となっております。次に整理番号2番、農地の所在が角館町広久内地区の計2筆。登記簿現況共に田。面積が812㎡。利用権の新規の

設定です。利用権を設定するのは角館町広久内地区の〇〇さん。受ける のは角館町広久内地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり ○○円の年額○○円で期間が5年間。次に整理番号3番、農地の所在が 角館町川原地区の計17筆。登記簿現況共に田。面積が19、543㎡。 利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは角館町川原地区の〇〇 さん。受けるのは角館町小勝田地区の○○さん。利用目的は水田として。 10a当たり○○円の年額○○円で期間が3年間。次に整理番号4番、農 地の所在が角館町八割地区の計2筆。登記簿現況共に田。面積が1,2 62㎡。利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは角館町八割地 区の〇〇さん。受けるのは角館町八割地区の〇〇さん。利用目的は水田 として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が10年間。次に整理番 号 5 番、農地の所在が角館町八割地区の計 4 筆。登記簿現況共に田。面 積が3,799㎡。利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは角 館町八割地区の〇〇さん。受けるのは角館町八割地区の〇〇さん。利用 目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が6年間。次 に整理番号6番、農地の所在が角館町八割地区の計4筆。登記簿現況共 に田。面積が3,152m。利用権の新規の設定です。利用権を設定す るのは角館町八割地区の○○さん。受けるのは角館町八割地区の○○さ ん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が6 年間。次に整理番号7番、農地の所在が西木町西荒井地区の計1筆。登 記簿現況共に田。面積が9、148㎡。利用権の新規の設定です。利用 権を設定するのは西木町西荒井地区の〇〇さん。受けるのは西木町門屋 地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇 円で期間が5年間。次に整理番号8番から23番までは再設定の案件と

説明は割愛させていただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第16号については、このとおり策定すること にご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第16号については適正であると認 めることに決定します。 (9時56分)

樫尾係長 議案第17号、現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のと おり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を 求める。平成27年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

樫尾係長 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が西木町小山田字 外谷地の2筆。登記簿地目畑。現況山林原野。面積は計3,196㎡で ございます。申請人は西木町門屋地区の○○さん。非農地の事由は昭和 4 5 年頃から山林原野化となっております。現況写真で山林原野化して いるのが確認できます。以上です。

議長説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番については24番糸 井委員よりお願いします。

24番糸井 報告します。4月24日に現地の方と事務局と沢山委員とさんと私で現 地を確認してきました。写真のとおりで杉の木があり誰が見ても農地で はないということを確認してきました。以上です。

『無し』の声あり

なっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので、議長、無いようですので、議案第17号については許可することにご異議ござ いませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第17号、現況非農地証明願に対す る可否決定については許可することに決定します。(10時00分)

議案第18号。下限面積の設定にて。下限面積の設定について審議を求 樫尾係長 める。平成27年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

樫尾係長 別冊資料をご覧ください。平成21年の農地法改正により、農業委員会 が下限面積を設定することができるようになりました。また農業会議か らも毎年協議する事と連絡を受けております。先日の農地専門委員会に て協議いたしましたが、現行の50aは変更しないということで総会へ 上程しております。理由としては資料にも記載ありますが、農地法施行 規則第20条第1項の適用ということで、2010農林業センサスで、 管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が全農家の約26パ ーセントであるためとなっております。地域別では旧角館町24.16 パーセント、旧田沢湖町23.74パーセント、旧西木村31.62パ ーセントです。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。農地専門委員長ご意見等ありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第22号については現行の50aを変更しない ことにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長、現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。 議長、異議無しと認めます。よって、議案第18号、下限面積については50 a に設定することに決定します。 (10時07分)

議 長 予定されていた議案は終了しました。次に、各推薦委員からの報告等あ りましたらお願いします。

5番平岡 (議会から温泉のから吹き事故と西木のバイオマスの火災事故について)

10番佐藤 (共済から共済組合の掛金が下がる件について説明)

16番大石 (土地改良区から向生保内地区の基盤整備について)

18番草彅 (農協から中仙のメガ団地ついての説明)

議 長 ありがとうございました。次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 最後に連絡事項ですが平成27年度県選出国会議員要請集会における要請事項の検討会についてですが毎年農業委員会の方に依頼がありましてこちらに要望事項を記入して4月24日の農地の専門委員会で検討して5月7日の総会で報告する流れとなっておりますので要望・要請事項がありましたらよろしくお願いします。以上です

議 長 これについてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議 長 それではこの内容で決定することにします。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成27年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時3分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議長

署 名 員 13番

署 名 員 14番